第四十九条中「あん分」を「按分」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　人口

第五条第一項の表中一の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成十二年十月一日以前に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成七年十月一日現在における人口（以下「平成七年人口」という。）によつて按分したものとし、平成十二年十月二日から平成十七年十月一日までに合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十二年十月一日現在における人口（以下「平成十二年人口」という。）によつて按分したものとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口（以下「平成十七年人口」という。）によつて按分したものとする。

第四十九条第二項第六号⑵及び⑶中「算出した数が人口」を「算出した数が平成十七年人口」に、「合併関係市町村にあつては人口」を「合併関係市町村にあつては平成十七年人口」に、「合併関係市町村の人口」を「合併関係市町村の平成十七年人口」に改め、同項第九号及び第十号中「分別」を「按分」に改め、同項第十一号中「第七号から」を「第八号から」に改め、同項第十六号中「平成七年十月一日以前」を「平成七年十月二日から平成十二年十月一日まで」を「平成十二年十月二日から平成十七年十月一日まで」に、「平成十二年十月二日から平成二十二年十月一日まで」を「平成十七年十月一日現在」に、「平成十二年十月一日現在」を「平成十七年十月一日現在」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八　農家数

第五条第一項の表中三十二の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成十二年二月一日以前（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の農家数は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の同日現在における農家数を平成七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとし、平成十二年二月二日から平成十七年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十一年十二月二日から平成十六年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の同日現在における農家数を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとし、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十二年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の同日現在における農家数を平成七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとする。

第四十九条第二項第十九号中「平成七年十月一日以前」を「平成十二年十月一日以前」に、「平成七年十月二日から平成十二年十月一日まで」を「平成十二年十月二日から平成十七年十月一日まで」に改め、同項第二十一号中「平成七年九月三十日以前」を「平成十二年十月一日以前」に、「平成七年十月一日から平成十二年九月三十日まで」を「平成十二年十月二日から平成十七年十月一日まで」に、「平成十二年十月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日まで」に改め、同項第二十六号中「地方税減収補てん債」を「地方税減収補塡債」に改め、同項第二十九号中「減税補てん債」を「減税補塡債」に改め、同項第三十号中「臨時税収補てん債」を「臨時税収補塡債」に改め、同条第三項第三号中「施設介護サービス受給者数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分して算定するものとし」を「施設介護サービス受給者数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分して算定するものとし」に、「所在地で分別して」を「所在地で分別して算定するものとし」に、「田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別し（ただし、平成七年二月一日以前（沖縄県にあつては平成六年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成元年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成七年二月二日から平成十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成六年十二月二日から平成十一年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十二年二月二日から平成十六年十二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十一年十二月二日から平成十六年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十六年十二月二日から平成十七年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十五年十二月二日から平成十六年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十一年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成二十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとする。」を「田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積をそれぞれ分別し（ただし、平成十二年二月一日以前（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十二年二月二日から平成十七年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十一年十二月二日から平成十六年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十一年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成二十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとする。」に、「林野水産行政費」に係る密度補正」を「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅰ」に、「（ただし、平成十二年八月二日から平成十七年二月一日（沖縄県にあつては、平成十六年十一月三十日）までに合併を行つた場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森